

## 現況届 Q&A

### 提出について

- Q. 提出期限までに提出できません。
- A. 令和7年1月24日（金）必着としておりますが、やむを得ず提出が遅れる場合は、保育課あてにご連絡をお願いします。  
提出書類が揃い次第速やかにご提出をお願いします。
- Q. 一部の提出書類が間に合わない場合、揃っている書類から提出したほうがよいですか？
- A. すべて揃った段階でご提出ください。
- Q. きょうだいで施設等利用給付認定を持っている場合、それぞれ提出する必要がありますか？
- A. それぞれは必要ありません。世帯で1部ご提出ください。

### 保育を必要とする理由を証明する書類の提出について

- Q. 保育を必要とする理由を証明する書類の様式について、令和7年度保育施設等入所案内に掲載している様式で提出することは可能でしょうか？
- A. 可能です。
- Q. 令和7年度認可保育施設等入所の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となります。
- Q. 令和6年4月認可保育施設等入所の手続きのために令和5年度中に提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となりません。提出省略の対象となるのは令和6年4月以降に提出した書類のみです。
- Q. 学童保育の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となりません。
- Q. プリンターがなく、必要書類が用意できません。
- A. 小金井市役所保育課で書類をお渡しできます。また、令和7年度保育施設等入所案内に綴じられている様式を使用することも可能です。

### その他

- Q. 家庭状況等が変わっています。現況届の提出をもって変更手続きは不要ですか？
- A. ご家庭の状況が変わった場合や保護者の方の保育の必要性の事由に変更が生じた場合等がございましたら、本提出によらず、別途変更の手続きを早急に行ってください。